



情報通

2020. September 9月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一（四谷）
 （税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

ツールを利用した事務所職員の管理監督について

情報システム部委員 杉山 靖彦

1. テレワークの準備は進んでいますか？

会員の先生方の事務所においてテレワークの準備は進んでおりますでしょうか？新型コロナウイルスに対し、4、5月の自粛は私たちにとって感染予防のためのものでしたが、感染第2波による陽性者数拡大下においては、私たちの税理士事務所においても、職員が出勤停止になったり、場合によっては事務所閉鎖が求められてもおかしくない状況となってきました。

職員のご家族の学校や職場で陽性者が出るだけで、その職員は明日から急に出勤を控えなければいけなくなるかもしれません。万が一、その職員にも陽性反応が出たとしたら、事務所は一定期間閉鎖となってしまいます。

今やテレワークの準備は、予防のためのものから、陽性者が出てしまったとしても税理士事務所業務を続けるためのものへとその意味が変わってきているのです。

2. ふたつの管理監督

「簡単にテレワークというが、私たち税理士にとって大きな問題として職員の管理監督義務があるではないか。テレワークにおいて、どのようにして職員の管理監督を行うのか？」という声を耳にします。そこで今回は、テレワーク下における職員の管理監督について、技術的な考え方を解説していきたいと思えます。

職員の管理監督には、大きく分けて、労務管理としての管理監督の側面と、税務会計業務の内容の管理監督の側面があります。

3. 労務管理としての管理監督

労務管理としての管理監督は、税理士事務所に限った話ではなく、労働者として何時から何時まで、職員が業務に精勤しているかどうかという管理となります。テレワークの大きな問題として、この管理ができないという点を挙げる企業が数多くあり、実際にサボっている労働者も一定数いることは間違いなさそうです。

しかしながら、単にサボっていないか、過重労働になっていないかというだけではなく、勤務中に事故などから職員を守るという責任も税理士は負っていることを忘れてはいけません。

その観点から私は、税理士は職員と必要に応じて常にコミュニケーションを取ることができる状態にあるべきです。真面目に業務に取り組んでいるか？体調の急変などもなく、順調に業務に取り組んでいるか？ということが確認できる体制です。

私は、勤務中に常にカメラを通じて、顔を見てコミュニケーションを取ることができる状態を維持することが、その体制であると考えています。カメラによる監視ではありません。事務所に出勤したら、必要に応じて顔を見て話しができる状態にあるのと同じ状態を維持するということです。

4. 税務会計業務の内容の管理監督

そして税理士にとって最も重要なのが、税務会計業務の内容の管理監督です。要は、その職員がいつどのような作業をしているかということを確認でき、必要に応じて税理士に相談報告をして、職員が業務を遂行できる環境をテレワークにおいて実現することです。

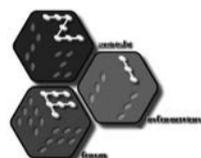
上述のとおり、常に顔を見てコミュニケーションが取れる体制を作ることそのひとつでしょうが、職員がやっている業務を常に見ることができ、自動的に記録を取る環境こそが税務会計業務の内容の管理監督の肝だと考えています。それを実現するのが、事務所のパソコンをリモート操作するアプリケーションであり、操作ログを記録するアプリケーションです。セキュリティの観点からも、基本的には事務所からデータを持ち出させません。証憑やデータは事務所内のサーバーやパソコン内にあり、その閲覧や処理はすべて事務所内のパソコンで行われます。職員が事務所勤務していれば当たり前のことですが、テレワークにおいても同じ環境を構築するのです。職員はリモートでその事務所のパソコンを操作することによって業務を行います。しかも、その操作については記録を自動的に取っていくのです。

このような環境を構築すれば、職員に対する牽制も効きますし、万が一の場合でもその証拠が残ります。

しかし、ここまで行くと単なる監視にとどまってしまう。出来上がった資料や税務書類については、紙に印刷したものを税理士が確認するなどコミュニケーションがとれていたかと思いますが、テレワーク下ではそのようにアナログな紙でのやり取りはできません。

そこで出てくるのがワークフローです。一般企業では多くの企業において、稟議書の回覧がデジタル化されてワークフローに置き換わってきています。

会計事務所では職員と税理士の二人でのやり取りかもしれませんが、テレワーク下における資料や書類の確認依頼と承認のやり取りを実現するのが、このワークフローなのです。



「税理士情報フォーラム2020」ウェブ配信を実施します

例年開催している本会情報システム部主催の「税理士情報フォーラム」は、新型コロナウイルス感染拡大の情勢に鑑み、講演のウェブ配信を行うこととなりました。配信日程やテーマは以下を予定しております。なお、配信の視聴方法等に関する詳細は、次月以降の「情報通」にて改めてご案内いたします。

配信日程：令和2年11月9日（月）～15日（日）の期間限定配信

基調講演①	テ - マ：国税関係の行政手続のデジタル化について（行政部門）（仮）
	講 師：内閣官房 番号制度推進室 情報通信技術（IT）総合戦略室 内閣府 大臣官房番号制度担当室 参事官 浅岡 孝充 氏
基調講演②	テ - マ：国税関係の行政手続のデジタル化対応について（民間部門）（仮）
	講 師：弥生株式会社 代表取締役社長 岡本 浩一郎 氏
パネルディスカッション	テ - マ：国税関係の行政手続のデジタル化対応について（税理士業務）（仮）
	パネリスト：① 内閣官房 番号制度推進室 情報通信技術（IT）総合戦略室 内閣府 大臣官房番号制度担当室 参事官 浅岡 孝充 氏 ② 税理士 鈴木 涼介 氏 ③ 税理士 遠山 優里 氏 【司会】 東京税理士会情報システム部 菅沼 俊広 委員